

むつ市議会第207回定例会会議録 第4号

議事日程 第4号

平成23年3月16日（水曜日）午前10時開議

◎諸般の報告

【一般質問】

第1 一般質問（市政一般に対する質問）

（1）4番 工藤孝夫 議員

（2）10番 石田勝弘 議員

（3）5番 横垣成年 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（28人）

1番	鎌田	ちよ子	2番	上路	徳昭
3番	新谷	泰造	4番	工藤	孝夫
5番	横垣	成年	6番	菊池	憲太郎
7番	菊池	広志	8番	新谷	功弘
9番	澤藤	一雄	10番	石田	勝弘
11番	馬場	重利	12番	岡崎	健吾
13番	山本	留義	14番	千賀	武由
15番	白井	二郎	16番	富岡	修男
17番	大瀧	次男	18番	目時	睦俊
19番	野呂	泰喜	21番	高田	正俊
23番	浅利	竹二郎	24番	村川	壽司
25番	中村	正志	26番	佐々木	隆徳
27番	半田	義秋	28番	富岡	幸夫
29番	斉藤	孝昭	30番	村中	徹也

欠席議員（2人）

20番	川端	一義	22番	山崎	隆一
-----	----	----	-----	----	----

説明のため出席した者

市長	宮下	順一郎	副市長	野戸谷	秀樹
教育長	遠島	進	公営企業 営理業者	遠藤	雪夫
代監査委員	小川	照久	選挙管理 委員会	畑中	政勝
農委員会 委員長	立花	順一	総務政策 部長	阿部	昇
総政理防調 策整	岩崎	金蔵	会管総政理 出納室	計者務部 部長	澤畑正敏
財務部長	下山	益雄	民生部長	齋藤	秀人
保健福祉 部長	嶋澤	信幸	経済部長	櫛引	恒久
建設部長	山本	伸一	選挙管理 委員会	成田	晴光

監事	委員	局長	石田武男	農業局長	吉田薰
事務局	局長	部長	佐藤節雄	局長	佐藤純一
川内所	所長	所長	布片山元	所長	若松藤道
協野所	所長	所長	花山俊春	所長	伊藤川清次郎
總政副總	課長	課長	石野了保	課長	奧島慎一
財政副財	課長	課長	工藤若男	課長	奧松尾秀一
民副國課	課長	課長	岩崎鐘次	課長	松藤巡一
保福副介課	課長	課長	齊藤橋本	課長	清谷晃
建副土	課長	課長	加藤高橋	課長	鏡野賀
教委事副學課	課長	課長	高橋敬	課長	野藤初男
總政企課	課長	課長	荒谷岡	課長	工藤柳茂
民國年總	課長	課長	吉岡	課長	二本柳大志
建都建總	課長	課長		課長	松本和田
川市福總	課長	課長		課長	吉田和久

育会局校課事
員務 育主
教委事学教指
導

飯 田 一 彦

務部課任
策務
総政総主

栗 橋 恒 平

事務局職員出席者

事務局長
総括主幹
主任主査

須 藤 徹 哉
濱 田 賢 一
石 田 隆 司

次 長
総括主幹
主 事

澤 谷 松 夫
金 澤 寿 々 子
井 戸 向 秀 明

◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長（村中徹也） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は27人で定足数に達しております。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 議事に入る前に諸般の報告を行います。

まず、本定例会において一般質問通告をしておりました大瀧次男議員、佐々木隆徳議員、浅利竹二郎議員、新谷功議員、澤藤一雄議員、上路徳昭議員、中村正志議員、野呂泰喜議員から、通告内容の全部を取り下げる旨の申し出がありました。議長において、これを許可しておりますので、ご了承願います。

次に、先ほど開催された議会運営委員会において、3月18日に議員提出議案1件を上程することが決定しておりますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第4号により議事を進めます。

◎日程第1 一般質問

○議長（村中徹也） 日程第1 一般質問を行います。

今日は、工藤孝夫議員、石田勝弘議員、横垣成年議員の一般質問を行います。

◎工藤孝夫議員

○議長（村中徹也） まず、工藤孝夫議員の登壇を求めます。4番工藤孝夫議員。

（4番 工藤孝夫議員登壇）

○4番（工藤孝夫） おはようございます。日本共産党の工藤孝夫です。

まず最初に、3月11日午後、東北、東日本を襲ったマグニチュード9という我が国史上最大の巨大地震による津波や火災によって引き起こされた未曾有の犠牲者への哀悼と、被災者に対する心からのお見舞いを申し上げるものでございます。

それでは、むつ市議会第207回定例会に当たり、通告に従い質問をいたします。

憲法に基づき、地方自治体について定めた法律地方自治法では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とすると、その目的を定めているところです。こうしたことから、地方自治体は住民福祉の機関が本来のあり方であると言われていたゆえんであります。

私たちは、自治体が住民福祉の機関の役割をきちんと果たして、福祉の充実を図っていくことを自治体行政の最重点の一つとしております。

こうした立場から、第1に、介護保険事業にかかわる特別養護老人ホームへの入所待機者解消と増設について質問いたします。

このたび私たちが取り組んだ市民アンケートの中には、施設が少ない、介護者はいない、下北のじじ、ばばはどうなるのか、現場の声を聞くことが大切ではないかという訴えや、老老介護で何とかやっているものの自分が倒れたらどうなるのか、また特養への入所を申し込みたいと思ったら何十人もの順番待ちだそうだ、これだともう死んでいるなど、市民から直接の生の声も寄せられています。介護の社会化や、施設でも在宅でも自由に選択できる介護、これをうたい文句に介護保険制度を発足して11年目にして、なおこの状況であ

ります。加えて、重い介護保険料、利用者負担、全国では42万人に上る特養ホームへの待機者があるとされています。まさに保険あって介護なしと言うべき深刻な問題が露呈しているのであります。家族の介護は限界になっても、施設の入所もできなくて、介護のために離職を余儀なくされている方もふえています。介護を苦しめた悲惨な事件が後を絶たないのはご承知のとおりであります。

私は、以上の実態に立脚しつつ、市が一人でも多くの待機者の解消を目指して、介護基盤の整備を早急に進めるべきと思いますが、市の取り組みと行政指導について答弁を求めます。

第2に、特養施設における多床室の増設と低所得入所者への助成について伺います。厚生労働省がユニット型中心の整備を進めてきた結果、低所得者は入所困難な状況にあることは重大です。特養の整備に当たっては、ユニット型だけではなく、国民年金受給者など、低所得者でも利用できるよう多床室を含めたものとするよう行政的要請を強めてほしいのでありますが、これについても答弁を求めます。さらに、低所得入所者への助成制度についてもお尋ねいたします。

質問の第2は、JR大湊線の列車到着おくれ時のJRバスとの接続対応策についてお尋ねいたします。昨年12月、東北新幹線全線開通は、長年に及ぶ県民の待望が実現されたものとして多くの歓迎を受けました。しかしながら、一方では万歳に溶け込むこともできない状況に置かれている地区住民や観光旅行者も広く現存しています。JR大湊線を利用している川内、脇野沢など、西通り地区の市民がたびたび体験していることに、JR大湊線列車の到着時のおくれと西通り区域行き下りのJRバスとの接続問題があります。脇野沢、川内方面から車まで駅まで行って列車を利用する方は、帰りの列車が強風や雪害などで多少はおくれ

てもどうにかなるものの、JRバスで列車を利用する市民や旅行者は大変な思いをすることになります。定刻時間に大湊駅に列車が到着しないと、乗車できるはずの脇野沢行きのバスは既になく、次のバス時刻まで何時間もの間待つしかないのです。それも1日3便しかない脇野沢、川内方面へのJRバスであります。

先般暮れも押し迫った12月末、都会から列車「リゾートあすなろ」利用で川内町に帰省したという方から訴えが届いております。内容は、「せっかく時間を計算しながら、やっと大湊駅に着いたのに列車が20分おくれたために脇野沢行きのバスは既に出発、「遅くなって申しわけありません」との車内放送よりも、その後の対応が大事ではないか。神奈川方面から旅行に来て脇野沢に行くという人は、自分同様に困っていた。新幹線が通っても、大変不便となってしまい残念です」といった趣旨の内容であります。列車の利用で誘客を図ることや観光の振興に力を入れようとのPRはしても、列車がおくれた場合のバスとの接続について、利便の案内や何の手だても示されなくて、観光への売り込みに果たして説得力があるのでしょうか。この点で大湊から西通り方面への利便性について、市としてできることがないのか、答弁を求めます。

次は、環境整備について質問いたします。毎年の豪雪は、毎日、毎日の雪片づけに住民を駆り立て、日常生活に重大な影響を与えています。特に雪捨て場が少なく密集して居住する住民にとって、降雪と除雪後の雪片づけは早朝から始まり、体力を限界にまで疲労させます。ひとり暮らしや高齢者には、なおさらであります。川内町仲崎地区は、町内で人口、戸数とも最も大きな地域です。しかし、旧道と言われる国道を挟み、海手側地域に融雪溝が設置されたものの、川内橋から中学校までの国道から山側地域には設置整備されており

ません。こうしたことから、地域住民から融雪溝の設置を求める切実な声が寄せられています。冬でも安心して生活を送れるようにしなければなりません。地域住民の切なる声にこたえるべく答弁を求めます。

続いて、JR大湊駅駐車場の拡張についてお尋ねいたします。JR大湊駅から列車を利用するも、駐車場はいっぱい、利用困難も多く、さりとて違法駐車もできず、駐車場の拡張を望む声が強くなります。これについての答弁を求めます。

質問の最後に、交通対策についてお尋ねいたします。脇野沢方面に通じる市道中畑葛沢線と市道川内町銀杏木線の交差点は交通事故の多発する場所であり、多くの市民やドライバー及び関係者から事故防止対策の声が寄せられているところであります。信号機を設置するなど、早期に対策を講ずるべきであります。

以上、市長及び理事者におかれましては、誠意ある答弁を求めまして、壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 工藤孝夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、介護保険事業についてのご質問、特別養護老人ホームの待機者解消と増設についてであります。議員ご質問の待機者解消については、基盤整備を進め、入所定員をふやすことが最も端的な解決策となるわけではありますが、定員増加はとりもなおさず介護保険料の高騰にもつながることありますので、この両者のバランスをとること、言いかえれば給付と負担の調整が肝要となります。

また、一度に大量に定員をふやすことは比較的軽度の方についても入所が促進されることになり、いざというときに真に入所が必要な方が入所

できないという事態が想定され、さらに将来的には入所者の絶対数が減少するものと見られることから、施設の定員割れにもつながるものと思料されます。したがって、あくまでも緩やかな定員増を基本線として計画的に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

なお、詳細につきましては、多床室増設と低所得者の助成制度、このご質問とあわせ、担当からお答えいたします。

次に、JR大湊線についてのご質問であります。大湊駅から西通り方面への交通の利便を図ることの方策について、とりわけ列車到着おくれのJRバスとの接続対応策についてのご質問にお答えいたします。

議員ご発言の昨年12月26日におけるJR大湊線「リゾートあすなろ」下北1号の到着遅延についてであります。大湊駅に問い合わせましたところ、12時43分に大湊駅到着予定でありましたが、強風による規制のため約20分おくれで大湊駅に到着したとのことであり、このおくれのため、列車到着後、12時47分に大湊駅を出発する川内、脇野沢方面行きのJRバスには接続しなかったとのことでありました。このような状況を踏まえ、大湊駅から西通り方面への交通の利便性を図るため、列車の到着遅延に対応したバスを運行できないかとのことですが、この路線のバス事業者でありますJRバス東北株式会社大湊営業所では、バス路線には定時性が求められており、路線上の停留所ごとに決められた時刻に発着することでバス利用者が確保されているものであり、到着遅延の列車を待つて運行することは、定時性を確保できないうえ、安全運転の遵守という観点からも対応することは難しい、また臨時便等の代替措置も容易ではないとしております。

しかしながら、利用者の声をダイヤ改正等に反

映させ、利便性の向上を図りながら、より多くの方々に乗っていただくため、利用者のご意見をいただきたいとのことであり、市といたしましても、市民の皆様方の声に耳を傾けながら、むつ市地域公共交通活性化協議会の場など、適宜事業者との意見交換に努めながら要望してまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じます。

次に、JR大湊線についての大湊駅駐車場拡張についてでございますが、整備前の大湊駅前広場は、歩道、車道の区別がなく、駅前に広場があるだけで、車と歩行者が交錯している状況でありました。大湊駅前広場は、平成11年度に整備が完了しておりますが、駐車場を整備するに当たり、新たに用地を購入し、23台分の駐車場を整備して平成12年度から供用開始されております。

駐車場整備に際しては、可能な用地をすべて購入し整備した経緯から、駐車場敷地の拡張は難しいものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、環境整備についてのご質問にお答えいたします。第1点目の融雪溝の設置について、第2点目の川内町仲崎地域の融雪溝設置については、関連がありますので、一括してお答えいたします。

昨年、ことしと2年連続の豪雪で、降雪時や除雪後の雪片づけには住民の方々が大変ご苦労していること、またひとり暮らしや高齢者世帯の方々におかれましては、特に苦慮しておられることとご推察申し上げます。

さて、川内地区の融雪溝整備事業につきましては、積雪による道路幅員の狭小で、歩行者や車両の安全運行が懸念される商店街を中心に、安全な道路空間の確保や除排雪経費の削減等を目的に、県と旧川内町が平成12年度より着手して、平成16年度までに第一川内小学校付近から川内橋に至る国道338号主要地方道川内佐井線及び幹線市道を面的に整備したもので、現在その効果が十分に

発揮されているところであります。

ご質問の仲崎地区につきましては、地区より要望のありました川内橋から川内中学校までの区間を初見地区までに拡大して、国道と市道川内6号線、通称旧道の融雪溝整備に平成18年度より着手して、平成20年度に完了し、平成21年度より供用開始しております。

国道山側への融雪溝設置についてであります。既に整備された国道からエリアを拡大することは水量や流末の関係から困難と思われまので、新たに融雪溝事業の計画をしなければなりません。事業計画をするうえで幾つかの課題が考えられますが、その1つ目は、取水源の確保と排水先となる流末箇所の選定であり、2つ目は新たなポンプ場などの整備に要する莫大な経費の財源の確保、さらには取水、流末として考えられる河川及び海岸の管理者と協議をしていかなければならないなど、時間がかかるものと思われまので、長期的な課題として検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、交通対策についてのご質問にお答えいたします。信号機の設置についてでございますが、ご質問の箇所は、川内川にかかる中畑橋から桜川方面へ通じる市道中畑葛沢線と国道338号川内橋右岸から銀杏木へ通ずる市道川内銀杏木線の交差点であり、従来の5差路を交差点改良し、現在は見通しのよい交差点になっておりますが、たびたび交通事故が発生している状況にあります。これまでの対策といたしましては、市道川内銀杏木線に一時停止の「止まれ」及び横断歩道の標識を設置しているとともに、赤書きで「安全確認」、「交差点事故多発」の看板表示をしております。信号機の設置につきましては、交通量や事故件数等により優先順位が決まると聞いておりますことから、比較的交通量の少ない当該箇所におきましては、信号機以外での対策が賢明かと考えておりま

すので、今後とも関係機関と交通事故の防止対策について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 介護保険事業について、市長答弁に補足説明させていただきます。

まず、現時点での待機者解消につながる介護基盤整備としては、平成21年4月から現在までで入所系の施設として特養の増床、老人保健施設の新設、短期入所施設の新規開設等を含め、計77床が増床されております。また、そのほか住宅型有料老人ホームが3施設62人の定員で新設されております。さらに、今後の計画といたしましては、平成23年度中に小規模特養の増設及び新設や、これに付随する短期入所施設特別養護老人ホーム増床等合計68床が増床の予定であります。平成21年度に実施した入所申し込み調査のうち、真に入所が必要な方の数が45人であったことに着目いたしますと、かなりの整備が進むものと考えます。

また、現時点までの基盤整備については、想定内のものでありますが、平成23年度に予定されている基盤整備につきましては想定外の建設であり、介護保険料への影響が危惧されるところであります。予定される施設の大半は平成24年度からの開設がほとんどであり、平成23年度の介護保険料には影響がないものであります。しかしながら、入所定員の増加は固定的な介護サービスであり、介護保険料の増加に直結してまいります。したがって、次期の平成24年度から平成26年度の介護保険料に影響してくるものであります。

また、平成22年11月末時点で前期高齢者数が後期高齢者数よりも少ない数値に転じてきております。このことは、むつ市における高齢者数が減少する方向への兆しと考えられることから、今後の基盤整備については慎重な対応が必要と考えられます。したがって、今後の基盤整備について

は、真に必要な増床を念頭に置いて進めてまいりたいと存じます。

次に、ご質問の多床室の増床と低所得者への助成制度についてお答えいたします。特別養護老人ホームの居室には、ユニット型個室と多床室とがございますが、ご質問にもありましたように、一般的にユニット型個室は多床室よりも費用がかかるものでございます。したがって、これまで基礎年金のみの収入しかない方や、生活保護の受給者の方にはユニット型個室に入所が困難でありました。市といたしましても、これまで特養の基盤整備が計画されてきた場合には、多床室の建設についても考慮していただくよう事業者に申し入れてまいったところでありまして、しかしながら、基盤整備に当たっての補助金交付の条件や施設側の経営的な配慮、個人のプライバシーの問題等が存在するなど、市が規制できる要件ではないことから、現状のとおり推移しております。

なお、平成23年度からはユニット型個室の被保護者等入居についても社会福祉法人減免制度の対象に含めるとの通知が厚生労働省老健局から出されたところであります。

また、低所得者に対する助成制度については、食費、居住費の減額等に係る限度額認定書の交付や高額介護サービス費等の付加給付、年間を通じて高額介護合算療養費、社会福祉施設減免制度等が設けられており、一定の配慮がなされておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 現在の待機者の総数、これについて答弁があったでしょうか。

○議長（村中徹也） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事介護福祉課長（岩崎・男） お答えいたします。

238人という調査結果であります。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番(工藤孝夫) 特養ホームへの在宅からの申込者が238人あると、こういう答弁です。この方たちは、紛れもなく待機者ですよ。最初に述べましたように、介護保険制度では発足時、在宅でも施設でも自由に選択できるのだというのが柱として打ち出されました。こういう観点からいえば、この待機者の解消というようなのは、この238人、これらが現前としてあるわけですから、やはりこの解消に向かって市としても施設側に対して要望するなりしなければならぬと、私はそう思うのです。

たびたび真にと、今の答弁では真に必要なのは45人ということを出されるわけですが、どうの方が真に必要なことになるのでしょうか。この定義について答弁ください。

○議長(村中徹也) 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事介護福祉課長(岩崎・男) お答えいたします。

先ほど申した238人、これはあくまでも在宅からの特養への申込者であります。したがって、介護度が全くない元気な方から介護度5の方まで混在しております。そういうことで、さらに各特養に対しまして、本当に今困っている方ということで再度調査しております。これは、県の調査でございますけれども、その中には、単に重度の方だけではなくて、したがって要介護1から2、3、5までにわたって45人いるということがございます。

○議長(村中徹也) 4番。

○4番(工藤孝夫) 各地区別、施設別につかんでおりますか。

○議長(村中徹也) 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事介護福祉課長(岩崎・男) 地区別はありません。施設ごとについては、資料はございますけれども、今ここに持ち合わせておりません。よろしいでしょうか。

○議長(村中徹也) 4番。

○4番(工藤孝夫) 各施設別の資料については、後でよろしく願いいたします。

繰り返すようでありますけれども、介護度が低い方から5の重度の方まで全体で238人あるのだという答弁でしたけれども、あくまでも必要であると判断して本人、あるいは家族のほうからの申し込みでしょうから、そういう困っている方の目線に立てば、やはりこういう方々が入所を待っているわけですから、それに向かって計画をこれから作成していくというのが市としての本筋ではないのかなという気がいたします。そういう点におきまして、ぜひとも今後計画を作成していく場合には、これからだんだん入所者が減っていくという答弁もありましたけれども、そこはよく精査しながら、ぜひこういう実態をしっかりとつかんで、必要で申し込みがある方を全部救済するのだという立場で取り組んでいっていただきたいというふうに思います。

それから、たびたび出てくる問題で、施設への入所者がふえるということは、固定した入所者がふえていくことなのだと。そうであれば、介護保険料がはね上がっていくのだということです。それはそのとおりです。これはなぜかといいますと、国がそういう仕組みをつくってしまった。介護保険制度の根本矛盾というのは、サービスをよくしようと思えば保険料をはね上げる、これが根本矛盾なのです。ですから、当然こういう問題が出てくる。

しかも、措置制度というのでずっとやってきたものが、今度は事業者との直接契約ということになるわけですから、やはり低所得者の方々がはじき出される、それも十分、十分というよりも、そういうものが出てきている。この現実もまた否めないものがあるわけです。そういうことで、施設側のほうでも、非常にこの点では困っている部分

もあるということで直接聞いておりますけれども、こういう根本矛盾を打開していくためには、やはり市長は国に対して大いに意見を述べて、そして市民の願いをかなえていく方向で努力していくべきだと、このように私思いますけれども、市長のこれについての基本的な所見をお尋ねしておきます。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほど工藤孝夫議員が国の制度というふうなことでございます。国の制度にそういうふうな形で今進んでいるわけでございますので、さまざまな部分で意見を申し上げる、そのときがございましたら、また市長会等を通してお話をさせていただきます。しかしながら、現在むつ市で二百数十人の方々の待機者がいるというふうな、在宅からの施設への申込者が238人、そのうちに入所が必要とされる方、これ45人というところでございます。その238人の内訳は、先ほど担当のほうからお話をいたしましたように、自立している、そして要支援の方が約1割というふうな形、そういうふうな認定をされている方、自立している方もという、そういうふうなところも含んでの238人でございます。先ほど壇上でもお答えいたしましたように、すべての方を対応しなさいというふうなご意見でございますけれども、そうしますと、工藤議員ご承知のとおり、これは介護保険料にはね返ってくる、そういうふうなこともあります。

また、前期高齢者、平成22年11月、昨年11月末時点で前期高齢者数と後期高齢者数、これの数値が転じたというふうな形、今後そういうふうな形で人数の減少傾向がもう始まってきている。そういうふうなことを総合的に勘案いたしますと、しっかりとそういうふうな部分も見ながら、介護保険料のはね返り、これも見ながら、計画的にこれは進めていかなければいけない。当市とし

ては、手をこまねいて対応していないというふうなことではございません。着実に少しずつではありますけれども、その待機者に対する対応はとらせていただいていると。

今後の計画、これも進めておりますので、前倒しをして、はね返りの少ないような、だけれども、前倒しをすることによって次の介護計画の中でははね返ってくる。それを一気にやってしまうと、またさまざまな部分での弊害が出てくる。しかしながら、こういうふうな部分での待機者解消についての対応、これにつきましては市長会等を通じて現在もそれは意見を申し上げておりますので、この部分においては積極的に進めていきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 市長もこの制度については全面的にいいのだという立場には立っていないようです。ただ、しっかりとした答弁をこの際ですからお聞きしたいわけですが、先ほども言いましたように、サービスをよくしようと思えば保険料がはね上がってくる。この介護保険制度について、市長はどのような所見を持っていらっしゃいますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 私もこの介護の部分でこのサービスを受けました、私自身ではないのですが、その部分では、かつて十数年、20年くらい前に同じ状態だったらどうだろうかというふうなことを今考えますと、非常にこのサービスを受けること、この部分においてはさまざまな部分での恩恵があったと、私はこのように自らの体験の中ではお話をさせていただきたい。しかしながら、これがサービスの部分と介護保険料、この部分については、工藤議員お話しのように、そういうふうなところも私は十分認識しております。例えば20年くらい前、この介護制

度が始まる前、同じような状況だったら、自らの家庭を振り返った際に、こういうふうな介護ができたのかというふうなことは、これはできなかったらと。では、どうするのかというふうな非常に悩みの中で進んだのではないかと。そういうふうな意味では、さまざまな施設、そしてまたさまざまなサービスの提供を受ける、こういうふうな時代になったのだと。そして、みんなでこれを支えていこうというふうな、その部分については、私はこの介護保険事業、介護保険制度というふうなものは私は否定はしません。しかしながら、個々においてそのサービスを受け、そして負担、これがふえてくる、こういうふうな部分については、その負担については非常に苦しい方もおありでしょうし、そういうふうなところは現実にはしっかりと私は見ておりますし、そういうふうな部分についての解消、また救済措置、減免措置、そういうところをきめ細やかにやっていく行政は姿勢を持つ必要があると、このように認識はしております。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 事務方にお尋ねいたします。

介護職員の労働条件についてでありますけれども、承知のように、介護現場の人材不足ということが現実にあって、労働条件の改善、処遇の改善、これが待たないというふうになっておりますけれども、厚生労働省では介護職員処遇改善交付金ということで、人件費月1万5,000円というふうなことの助成がされてきたというふうに認識しておりますけれども、この実態はどうなのか。その職員に、この金額がそのままはね返っているのかどうか、この点と、もう一点は、この助成が平成22年度で廃止になるということも聞き及んでおります。したがって、来年度からこの部分はなくなるのか、認識されているのか、この2点についてお聞きいたします。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 介護職員の処遇改善についてのご質問にお答えいたします。

当初平成21年度の段階では、介護サービス単価の3%増ということが掲げられましたけれども、これにつきましては実際には事業所への収入ということでございまして、直接的に職員給与の改善には効果がなかったように思われます。しかし、国のほうでは平成21年度から補正予算の中で直接的な介護職員の処遇改善に向けた介護職員処遇改善交付金を各都道府県に交付しまして、各都道府県ではそれを基金といたしまして、運営しております。そして、介護報酬とは別に交付しているものでございます。

青森県では、今現在約42億円の基金を設けまして、各施設に対して賃金改善等の計画書等の作成を義務づけながら、これを職員に公開すること等を条件にいたしまして、1カ月ごとにその交付を行っている状況でございます。むつ市における平成22年12月における交付事業者は47事業者でありまして、交付額は1カ月分といたしまして802万4,000円となっております。もう一つの質問でございましたけれども、この基金につきましては、平成23年度においても継続される見通しとなっております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） そうすると、職員の処遇は少しでも改善されると、こう理解してよろしいですか。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 単純計算ではございますけれども、その802万4,000円、先ほどお話ししましたものを47事業所で割りますと、施設ごと、約11名から12名の方々に1万5,000円ぐらいの額のものには配布されていると考えております。ですから、処遇は改善されている方向にあると思っております。

おります。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 一步でも少しでも改善できるように一生懸命努力していただきたいというふうに要望しておきます。

次に、JR大湊線の問題について、若干お尋ねいたします。先ほども新幹線効果ということで今市長が先頭に立って非常に歓迎ムードもありましたし、いろいろな催しも行われてきたところです。モニターツアーということで、JT Bに委託して、この事業を進めているという報道記事もございましたけれども、先ほども言いましたように、脇野沢、川内、この西通り地区のほうの観光資源という点に関しては、なかなか報道がされない。報道がされないというのは、歓迎するような報道がされない。こういう点で非常に寂しいなど。下北も大湊で終わり、川内、脇野沢はもう投げられているのだなという思いもしないわけではありませぬけれども、こういう点で西通り地区方面の観光、この利便について、市長、どういたしましょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今川内、脇野沢、捨てられてしまったのではないかと、そういうふうなご発言でございました。また西通りの観光資源、この部分がPRをされていないというふうなところでございますけれども、決して手前どもとしてそういうふうな対応はしておりません。私は、積極的に、工藤孝夫議員、川内ご出身でございますので、この周辺の、先般もおでかけ市長室の際に銀杏木のオオイチョウ、あの木、非常に銘木でございます。この部分については、もっとわかりやすく紹介するような表示を立ててくれというふうなご意見もありました。この部分については、雪解けを待って対応するというふうな形。

そしてまた、私は各地区の4つの四季にわたっ

ての折々のカラー名刺を使っておりますけれども、秋には川内大滝の紅葉のシーズン、そして春には脇野沢の愛宕山から見える景色、桜満開の景色、そういうふうなものを私自身が持って接客にに応じておりますし、そういうふうなことでは決して工藤議員がご懸念のようなことにはなっていないと。

そしてまた、観光資源につきましても、今お話ししましたように銀杏木のオオイチョウ、そしてまた安部城鉾山、これもしっかりとこれから考えていかなければいけません。また、中川五郎治、先人、偉人でありますけれども、そういうふうな部分については、間もなく川内庁舎のほうにしっかりとした展示をするというふうな形、そういうふうな取り組みもしております。そういうふうなことで、まだ埋もれている部分の観光資源、これらの発掘には私は努めていきたいし、さまざまな情報をお寄せいただければなど、このように思います。その中でも、あれは宿野部だったでしょうか、水車小屋、そういうふうなものも視察をさせていただき、さまざまな部分で、そしてまたワイナリー、こういうふうな形での連動していくというふうな形、そういうふうなところに取り組んでおりますので、積極的にこの部分についてはPRを重ねていきたいと、このように思っております。

そしてまた、JR大湊駅からのバスの接続の問題でございますけれども、先ほど工藤議員から、ある方からのお手紙を、これを読ませていただいております。手元に今届いておりますけれども、12月26日ですか、この部分でバスが先に出てしまったと。新幹線のおくれ、大湊線のおくれというふうな部分で非常に困ったと。神奈川から来た方も困っているというふうなお手紙を拝読をさせていただきました。そういうふうな部分もしっかりとこれからJRのほうにはお伝えをさせていただきたい。しかしながら、定時性というふうな部分、

例えば12月26日、吹雪いていて、これが列車のおくれがあったわけでございます。そうすると、例えば仲崎のバス停で待っている方々、何分に来るということで待っている方々、その方々が、お客さんが、その吹雪の中でずっと待っていなければいけないと、こういうふうな事情も発生するわけでございます。その意味からして、バスの定時運行というふうなことは非常に大切なものであると。しかしながら、では臨時便を出すのかと、こういうふうな部分、そういうふうなこともさまざまの部分でJRバスのほうには情報として入れさせていただいて、先ほどの答弁になった次第でございますので、ご理解をしていただきたいと。2次交通については、これからも公共交通活性化協議会と、こういうふうなところでさまざま検討を深め、またJRバス等には申し入れるところには申し入れをさせていただき、要望活動を続けていきたいと、このように思います。

しかし、いかんせん、JR大湊営業所のお話をちょっと漏れ伝わるところによりますと、西通り地区のバス、この収益が非常に悪いと。これは、卵が先か鶏が先かというふうなことになるかと思えますけれども、利用者がかなり少ないということで、採算性がとれていないというふうなことも伺っております。そのためには、バスをしっかりと何本もふやさないというふうな、これは本当に鶏が先か、卵が先かという議論になるわけでございますけれども、ぜひそういうふうな意味ではJRバスを大いに利用していただく、そういうふうなところもお願いをしておきたい、このように思います。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 一定の前向きなご答弁だったと思います。合併してよいことは何もないというアンケートは圧倒的です。したがって、合併したおかげでどんどん吸収された側の地区が埋もれて

いってしまっているという思いをさせないように、観光を含めてしっかりとしたそういう点での対応をしてほしいということを強く要請しておきたいと思います。

それから、大湊駅駐車場の拡張の問題でありま
すけれども、前庭のほうはあのとおり狭いのです
けれども、裏のほうを見れば広大なというふう
に見ております。これなんかを利用するとい
うことはできないものでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 裏のほうといいますと、線
路の向こう側、海沿いのむつ市漁協の前のほうの
土地だと思えますけれども、あれは所有は全くむ
つ市のものでもございませぬし、かなり広大な土
地を有している地権者がおります。そういうこと
です。

○議長（村中徹也） 4番。

○4番（工藤孝夫） 利用できる余地はないとい
うことですか。

終わります。

○議長（村中徹也） これで、工藤孝夫議員の質問
を終わります。

午前11時まで暫時休憩いたします。

午前10時51分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開き
ます。

◎石田勝弘議員

○議長（村中徹也） 次は、石田勝弘議員の登壇を
求めます。10番石田勝弘議員。

（10番 石田勝弘議員登壇）

○10番（石田勝弘） 市民クラブの石田勝弘であり
ます。むつ市議会第207回定例会に当たり一般質

問を行います。その前に、去る3月11日、午後2時46分に東北、関東沖を震源とする未曾有の大地震が発生し、さらにはその後、大津波が日本列島を襲いました。特に被害が大きかったのは東北、関東の各県であります。被災された方々には、心からお見舞い申し上げます。また、不幸にして亡くなられました方々のご冥福をお祈り申し上げます。

被災された地域の復興までの道は険しく、その緒についたばかりであります。世界じゅうからも援助の手が続々と差し伸べられております。また、地震に続く大津波の影響により、事故が発生した福島第一原子力発電所の付近に住む人たち約20万人が原発から20キロ以上離れるような避難指示があり、大混乱の状況を呈しております。それらも含めて、一日も早い復興を祈念してやみません。

それでは、これから質問に入ります。市長及び理事者におかれましては、明快かつ前向きなご答弁をお願いいたします。

まず、小・中学校生のいじめ問題についての取り組みについて、教育委員会委員長にお伺いいたします。文部科学省では、平成18年10月に「いじめ問題への取組の徹底について」という通知を各都道府県教育委員会などにいたしました。その内容は、次のとおりであります。「いじめにより児童生徒が自らその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることは、極めて遺憾であります。児童生徒が自らの命を絶つということは、理由の如何を問わずあってはならず、深刻に受け止めているところであります。これらの事件では、子どもを守るべき学校・教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者をはじめ国民の信頼を著しく損なっています。いじめは、決して許されないことであり、

また、どの子どもにも、どの学校でも起こり得るものでもあります。現にいま、いじめに苦しんでいる子どもたちのため、また、今回のような事件を二度と繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人ひとりが、改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して、対処していくべきものと考えます」という報告であります。

ところが、昨年秋以降、群馬県桐生市の小6の女子児童が、また千葉県市川市の中2の男子生徒がいじめを苦にして自殺するという痛ましい事件が相次いだのを受け、文部科学省では都道府県と市区町村の教育委員会と公立小中学校などを対象にいじめについてのアンケートを行ったかどうかの調査を昨年12月に行いました。文部科学省は、いじめ対策は早期発見が大切で、アンケートはその第一歩です。すべての学校で定期的を実施してほしいとしていますが、このほどの調査では、アンケートをしない学校の割合が10%を超えた都道府県もあります。しかし、全国的に見ると、公立小中学校の99%がアンケートを既にしたか、この3月までには実施する予定とのことであります。実施しない学校の割合が10%を超えた都道府県は、小学校では高知県30%、奈良県24%、徳島県20%、山梨県13%、中学校では奈良県25%、高知県19%、徳島県10%でありました。本県の場合、小学校の4.6%、中学校の3.6%がアンケートを実施していないとのことであります。また、アンケートの頻度は年2回から3回が小学校で61%、中学校で63%、年4回以上は小学校は12%、中学校は19%でした。文部科学省は、またいじめ問題に関する校内研修の実施についても調査をしましたが、本県では小学校の40.8%、中学校の44.3%が

実施の予定がないとのことであります。本県は、全国的に見ても研修を実施しない割合が断トツに高く、特に小学校の割合40.8%は、2位の沖縄県の24%を大きく引き離しております。

平成18年10月の文部科学省通知では、「いじめの早期発見・早期対応について」について、次のように指摘しています。「いじめは、「どの学校でも、どの子供にでも起こり得る」問題であることを十分認識すること。日頃から児童生徒が発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めること。いじめが生じた際には、学級担任等の特定の教員が抱え込むことなく、学校全体で組織的に対応することが重要であること。学校内においては、校長のリーダーシップの下、教職員間の緊密な情報交換や共通理解を図り、一致協力して対応する体制で臨むこと」。また、「いじめを許さない学校づくり、学級づくりを進める上では、児童生徒一人一人を大切にす教職員の意識や、日常的な態度が重要であること。特に、教職員の言動が児童生徒に大きな影響力を持つことを十分認識し、いやしくも、教職員自身が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長するようなことのないようにすること。また、いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う必要がある」と申しております。

さらに、教育委員会による支援については、「日頃から学校の実情把握に努め、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合には、当該学校への支援や当該保護者への対応に万全を期すこと」としております。そこで、むつ市内の小中学校の児童・生徒のいじめについての対策についてお伺いたします。

まず、過去のむつ市内の小中学校でのいじめ問

題の発生状況はどうであったのか。もしあったとすればどのように解決したのか。

次に、今回のいじめ問題についてのアンケートの実施状況、その方法、回数についてお尋ねいたします。

次に、校内研修が青森県は全国的に見て、その実施率が最下位となっておりますが、むつ市内の小中学校の状況はどうなのか。また、いじめによる不登校児童・生徒はいなかったのか、以上について教育委員会委員長のご所見をお伺いいたします。

次は、電源立地地域対策交付金についてお尋ねいたします。下北半島内には多くの原子力施設があります。六ヶ所村にはMOX燃料加工施設、東通村には東北電力東通原子力発電所1号機が運転中、そして東京電力1号機が工事中、大間町にもMOX燃料で稼働する原発が着工され、むつ市には使用済燃料中間貯蔵施設が昨年着工されました。これらによる電源三法交付金がむつ市へ交付され、むつ市の財政基盤の改善に大きく役立ってきたことは周知のとおりでございます。

むつ市では、平成16年に原子力発電施設等周辺地域交付金、いわゆる周辺交付金を各家庭とむつ市内の企業の電力料金の割引に活用されたことがございます。このときは、交付金を家庭分に全体の2分の1、事業所分とむつ市に4分の1ずつ分配されました。家庭分としては1口当たり年間9,888円の割引で、総額では2億4,000万円余りの割引でした。事業所分としては、総額で年間約1億円余りの割引でありました。しかし、当時むつ市の財政状況が悪く、赤字が大きく膨らんだことから、翌平成17年度からはやむを得なく交付金の全額をむつ市の財政へ繰り入れられることになり、現在も続けております。平成23年度には、年間約14億円の周辺交付金がむつ市に交付されることになっております。昨年着工したむつ市関根地

区の使用済燃料中間貯蔵施設の誘致も市民一人一人のご協力があって実現したものであります。むつ市の財政が厳しいときには財政再建などに活用することはやむを得ないことでありましたが、財政赤字も来年度、平成23年度末をもって黒字財政に転換する見込みであり、そろそろ交付金の使い方として電気料割引として活用してもよいのではないかと思うところであります。市長のご所見をお伺いいたします。

次は、市民生活の安定について、3項目についてお尋ねいたします。初めに、市内各地域に住む市民の生活環境についてお伺いいたします。5年前、希望に燃えてむつ市、川内町、大畑町、脇野沢村が合併し、新むつ市が誕生しました。近年長く続く景気の低迷、デフレの影響はむつ市民の生活を圧迫しております。むつ市民の生活状況は安定しているのか、現状に満足しているのか、合併前より悪くなっているのではないか、またむつ市内の中心部と旧町村部との暮らし向きは差があるのではないか、もしあるとすれば、それを解消するにはどういう方法があるのか、市長のご所見をお伺いいたします。

次に、危機管理と住民対策についてお伺いいたします。3週間前に発生したニュージーランド地震では、多くの人たちが犠牲となりましたが、その中には語学留学などでニュージーランドに滞在していました28人の日本人も含まれており、連日のニュースは多くの人たちを悲しませました。その涙も乾かないうち、3月11日にマグニチュード9.0という未曾有の巨大地震が東北地域沖を震源として発生し、その後大津波が日本列島を襲いました。特に東北地方と関東の被害が甚大であります。さらに、その津波は福島第一原子力発電所の事故を誘発し、原発付近に住む住民たちが20キロ以上に離れるような避難指示が出されたところであり、非常に心配されているところであります。

まさに災害は忘れたころに突然やってきます。我が下北、むつ市は、いざというときの危機管理は十分でしょうか。例えばこのむつ市を取り巻く原子力発電所は、先ほども申し述べましたが、東通村の東北電力東通原子力発電所1号機に続き東京電力1号機が今建設工事の真っ最中です。北では大間原子力発電所も着工され、さらに我がむつ市では関根地区に原発関連施設では最も安全性にすぐれていると言われていた使用済燃料中間貯蔵施設が平成24年7月の運転開始を目指して建設中であります。しかし、むつ市内には避難道路らしいものは皆無と言っても過言ではないと思います。そこで、地震や火災などの大災害が発生した場合、市は市民を十分に守れるのか心配でなりません。そこで、市の危機管理と住民対策についてのご所見をお伺いいたします。

最後に、ひとり暮らし老人世帯や身体障害者の方々に対する生活支援策についてお伺いいたします。立春を1カ月以上過ぎたといっても、まだ春は遠いと実感させられる毎日です。むつ市内でも12月から2月までの降雪量は例年より少なかったものの、1月中の降雪量は昭和44年と並んで過去最多タイだったことで、そのどか雪にはどの家庭も悩まされました。全国的には、北陸、山陰地方で大雪のため1,000台以上の車両が一昼夜も立ち往生したり、屋根に積もった雪をおろす作業で多くの方が亡くなりました。ひとり暮らしの老人家庭には、雪おろしボランティアが活躍したとのことであります。このように降雪の多い冬期間は、ひとり暮らし老人や身体障害者にとっては暮らしにくい季節であります。生活用品や食料品の買い出しも大型スーパーは自宅から遠く、かといって年金暮らしにはタクシー代もなかなか出費できないのです。さらに、買い入れたものを自宅まで持ち帰るのも大仕事なのであります。そこで、それらの方々へ行政ができる何らかの生活支援策はな

いものかお伺いいたします。お買い物乗合タクシー制度などをタクシー組合と協議してみるのも一つの方法ではないでしょうか。市長のご所見をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問といたします。

○議長（村中徹也） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 石田議員の小・中学校のいじめ対策につきましては、教育委員会より答弁いたします。

2点目の電源立地地域対策交付金、これにつきましてから答弁をさせていただきます。まず、電源立地地域対策交付金についてであります。原子力立地給付金交付事業、いわゆる電気料金還元事業につきましては、これまでも議会の場で再三にわたり取り上げられ、また市長への手紙等においても市民への交付金の還元を望む声が寄せられておりますことから、電気料金還元事業へのご要望がありますことは十分承知いたしているところであります。この電気料金還元事業は、各家庭等においては電灯契約の1口当たり、また事業所等においては契約電力のキロワット数を基礎として算定された金額が給付されるというもので、市民の皆様が電源関連施設の立地によるメリットを幅広く公平に享受できるとともに、事業所等に対する給付は産業振興の側面からも大変有効な事業であると認識いたしているところであります。

当市においては、石田議員ご案内のように、平成16年度に電気料還元事業を実施いたしました。当時の三位一体の改革による地方交付税の大幅な減収等の影響、また市町村合併を控えたさまざまな要因により極めて危機的な財政状況となったことから、1年限りで給付事業を取りやめざるを得なかったという経緯がございました。このため職員数の削減や特別職の給与削減、指定管理者制度の活用による民間委託の推進、保育所の移管、

廃止、高い率の起債の借りかえ、遊休不動産の売却等さまざまな財源対策に取り組むとともに、電源立地地域対策交付金についても財源対策のためソフト事業に充当することとし、皆様のご理解、ご協力をいただきながら、これまで累積赤字の解消に努めてきたことで、おおむね計画どおりに平成23年度の黒字転換を十分視界にとらえたところであります。

しかしながら、これも次の50年に向けた一里塚と見るならば、今後脇野沢地区における不法投棄廃棄物の撤去や公立病院改革プランに基づく3診療所の抱える不良債務の解消等さまざまな行政課題が山積しており、これらの需要に十分対応し、持続可能な財政運営を行っていくためには、一部事務組合等も含めたむつ市全体の財政状況の見きわめ、また合併10年経過後の平成27年度から始まる地方交付税の段階的減少、これらへの備えも十分にしていかななくてはならない状況をご高察いただければと存じます。

電源立地地域対策交付金につきましては、今般国の交付規則の改正が行われる見込みで、新年度からは少し仕組みが変わります。中間貯蔵施設を含む核燃料サイクル施設に関しては、新たな枠組みでの交付金となり、操業開始後も貯蔵量に変わらず最低保証金額を設ける等、施設の稼働状況による変動が少なくなり、安定的な交付金が期待できるものとなっております。今後におきましては、持続可能な財政運営を第一義に置き、これらの交付金の動向を見きわめながら、中長期的な展望のもとで市民の皆様のさまざまなご要望にこたえていく事業や、また将来の地域振興のための布石となるような事業等も視野に入れた電源立地地域対策交付金の使途について検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、市民生活の安定についての第1点目、市内各地域の市民生活環境の所見はとのご質問にお

答えいたします。長引く景気の低迷と人口減少については、全国的な傾向としてとらえられておりますが、当市においても市民生活への影響が市内中心部よりも旧町村部に顕著であるという状況は、昨年の国勢調査の速報値による人口減少率などから見ても想像にかたくないところであります。働く場所の不足から、若者が土地を離れていくという、いわゆる生産年齢人口の減少は地域の人口減少に拍車をかけ、経済活動の低下へとつながってまいりますが、生活を営むうえではいかんともしがたい部分であり、当市のみならず多くの自治体における共通の課題となっております。

合併した究極の目標は、新市の一体的な発展にほかならないわけではありますが、その一体的発展の意味するところは、それぞれの地域の特性を踏まえ、それを生かした豊かさの享受であり、地域の風土、文化を大切に保ちながら、地域産業の育成、雇用の場の創出を図っていくことであります。一朝一夕に成就するものではありませんが、それに向かって取り組んでいくことが行政に与えられた使命と考えております。

当市の主要産業は1次産業であります。その多くを担うのは旧町村部であります。1次産業は、6次産業化が叫ばれておりますように、ほかの産業の基として今後ますます重要な産業と位置づけられてまいりますが、その振興については私も先頭に立って地産地消活動を初めとした「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業に積極的に取り組んできたところであり、一方で漁港等の基盤整備にも努めてきたところでもあります。今後においても、引き続き地域の均衡ある発展に心を配りつつ、過疎計画に基づいた各種施策の展開も含めながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、危機管理と住民対策についてのご質問にお答えいたします。世界各地で発生している大地

震や大洪水と、そしてまた3月11日の東北関東大震災、これによります多数の犠牲者、その被害状況を見るにつけ、改めて大震災の脅威を感じているところであり、市民を災害から守るために常に危機意識を持ちながら、行政が果たすべき役割を再認識し、防災体制の強化を図ってまいらねばならないとの思いを強くしているところであります。

ご質問の災害時の避難道路は、災害時に住民が指定避難場所まで安全に避難するための道路で、法的な定めがなく、指定している市町村等にも一部にはありますが、これを指定することにより住民にとっては避難経路がわかりやすくなる反面、1カ所の道路に避難住民が殺到することや、指定した道路が損壊した場合に避難ができなくなるなどのマイナス面もあり、避難する際には複数の経路を考慮しておくことが重要だと言われておりますことから、当市においては特に避難道路の指定は行わず、避難場所の周知徹底を図ることにより住民の安全を図ることとしております。

原子力災害が発生した場合の避難道路については、青森県あるいは市の防災計画でも具体的には定めておりませんが、市民が地域内での避難、あるいは地域外に避難するような事態が生じた場合の避難道路は、幹線道路としては東通原子力発電所の場合は国道279号、大間原子力発電所の場合は国道279号及び国道338号、使用済燃料中間貯蔵施設の場合は国道279号及び国道338号が想定される場所ですが、特に国道338号は狭隘箇所があり、避難道路として安全性が十分でないと考えられますので、今後も引き続き関係町村等と連携しながら、国・県に整備を要望してまいります。

また、当市は全地区が海に面していることから、船舶あるいは空路による多様な避難方法等も考慮しながら、原子力災害のみならず、災害から市民の生命を守ってまいりたいと考えておりますの

で、ご理解賜りたいと存じます。

ご質問の市民生活の安定についての3点目、ひとり暮らし老人世帯や障害者への生活支援についてお答えいたします。議員ご質問にあるように、郊外型の商業施設や医療施設等へのアクセスについては、高齢者の方々や障害をお持ちの方々にとっては遠い道のりとなることは十分認識をいたしておるところであります。ドアからドアへの移動手段の確保は、その理想となるものでありますが、このようなシステムの実現に当たっては、その資源となる事業者が存在するのか、現在運行している公共交通手段やタクシー等への影響はないのか、本人の現在お持ちの能力や受益者たる利用者の負担はどのくらいになるのか等多くの問題を含んでいる事業であります。また、交通体系や買い物難民の問題とも関連する事項であり、高齢者の方や障害を持つ方のみではなく、市民全体の問題として、住んでいる場所による有利、不利についての解消を図るという課題にもつながることありますので、福祉行政の枠にとどまらない大きな行政課題として認識しております。

なお、福祉事業等市のサービスについては、担当からご説明申し上げます。

○議長（村中徹也） 教育長。

（遠島 進教育長登壇）

○教育長（遠島 進） 石田議員の小・中学校のいじめ対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、当市のいじめを受けた児童・生徒数についてであります。平成18年度は24人、平成19年度は9人、平成20年度は7人、平成21年度は5人、今年度は3月現在で4人と報告を受けております。年々いじめの件数は少なくなっておりますが、インターネット上のいじめや誹謗中傷等、いじめが陰湿化、巧妙化している状況にあります。学校では、道徳の時間を初め全教育活動を通して、きめ細かな対応によっていじめ根絶に取り組んでい

るところであります。

次に、いじめの早期発見を目指したアンケート調査の実施についてであります。昨年11月に群馬県桐生市におけるいじめが原因とされる小学6年生の自殺報道を受け、文部科学省からの依頼で、当市ではいじめ問題への取り組み状況に関する緊急調査を実施いたしました。その結果、小学校全15校、中学校8校において定期的ないじめのアンケート調査が実施されております。さらに、中学校全9校とも定期的な個別面談等の教育相談を実施し、いじめ問題への早期発見、早期対応に努めている状況にあります。

次に、いじめの組織的対応と教職員の意識向上につなげるための校内研修の実施状況についてであります。今年度校内研修を予定している学校は、小中学校合わせて6校であり、決して多くはありませんが、各学校では日常の観察や教育相談等を通して、児童・生徒の悩みや不満等の実態把握に努めるとともに、教職員間の情報交換を密にして、児童・生徒の言動等の変化に対して速やかに対応できる体制の構築に努めております。

いじめ対策は、早期発見が大切であり、アンケート調査はその第一歩であります。したがって、学期1回をめぐとしたアンケート調査と、これに基づいた校内研修の実施を校長会、学校訪問等あらゆる機会を通して要請してまいりたいと考えております。

次に、いじめが原因で不登校になったというケースについてであります。児童・生徒の不登校要因としては、生活や学習に対する悩みや不安によるもの、集団生活にうまく適応できないもの、保護者の養育にかかわるもの、児童・生徒の精神的発達にかかわるものが複雑に絡み合っている状況にあります。現在のところ、いじめが直接的な原因となって登校できなくなったという報告は受けておりません。各学校には、日ごろから実態把握

に努め、児童・生徒や保護者からいじめの訴えがあった場合には対応に万全を期すとともに、教職員の資質向上を図るための研修を実施するよう引き続き指導してまいりたいと考えております。

また、教育委員会といたしましても、子供たちのいじめや不登校等のさまざまな問題の予兆を見逃さないために、また学校と家庭、地域、教育委員会を含めた関係機関との協力、連携、強化を図るために、各学校へむつ市教育相談支援員やスクールカウンセラーを配置するとともに、いじめ等の悩み事に対応する電話相談の窓口であるむつ市教育相談室を設置するなどの対応をしているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 市長答弁に補足説明させていただきます。

現在本市で実施している生活支援サービスを申し上げますと、高齢者世帯を対象として実施している軽度生活援助ホームヘルプサービス事業があります。この事業は、交通手段を補う形のサービスとはなっていないものの、現在86人の方が利用しており、ヘルパーさんによる生活必需品の買い物あるいは買い物の付添として一定の支援を行っております。

次に、外出に対するサービスとしては、高齢者及び障害者等、下肢が不自由で一般の交通機関を利用することが困難な方を対象に福祉輸送車両による送迎サービスとして外出支援サービス事業を実施しております。この事業につきましては、現在527人の登録者がおりますが、公共交通機関等への事業圧迫とならないように、要介護者など利用者に制限があることや、限られた車両による事業運営のため、現状では通院利用が主なものとなっております。

また、そのほかの生活支援事業としては、配食サービス事業、さらには障害者をも対象とした高

齢者等除雪サービス事業等を実施しております。

一方、障害者、とりわけ身体に障害のある方への生活支援等については、高齢者同様ヘルパーさんによる家事援助サービスを主たるメニューとして行っているほか、各種旅客運賃の割引といった優遇制度により、外出に係る負担の軽減を図っております。

今後の対策につきましては、高齢者や障害者に対する生活支援についても提供できる仕組みづくりについて、国・県の補助事業を模索しながら検討してまいりたいと存じますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（石田勝弘） ご答弁ありがとうございます。再質問させていただきます。

まず、いじめの問題でございますが、昨年度むつ市では小学校がすべての学校、中学校は9校中8校でございましたが、1校しない理由は何かあったのでしょうか。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） アンケートを実施していない学校の、そのしていない理由ということでございます。小規模校でございまして、常日ごろから児童・生徒の状況をよく観察できる状況にあるということで、あえてアンケート調査という形では実施していないということで把握しております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（石田勝弘） わかりました。平成19年6月に行われた「いじめをなくそう」子ども会議、子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議の概要が文部科学省から報告されておりますが、その中に子供からの発表概要がたくさん載っております。

一部を紹介いたしますと、これは高知県の高校2年生の女の子が発表したものです。「小学校高

学年のときには、体育倉庫の落書きについて先生から犯人扱いされるなど、児童に対する先生の扱いがとてもひどかった。そして、さまざまないじめに遭っても先生は見て見ぬふりをして、親にも相談できなかった。また、校長初め学校の先生は生徒を助けようともせず、世間体ばかり気にしていたので、いてもいなくても変わらない。両親が先生に訴えても何もしてくれず、いじめられるのが怖かったら授業を受けなければいいとまで言われた」。

次は、京都府高校3年の男の子です。「小学校4年ごろいじめられるようになった。いじめはどんどんエスカレートし、1年間続いた。先生は、いじめたやつを後でしかっておくとしか言ってくれなかった。それだけなら、ある意味先生もいじめに加わっているようなもの。現場には先生と子供しかいないのだから、子供がどうしようもないときに先生に救いの手を差し伸べてもらいたい」。

それから、茨城県の大学1年生の女の子です。「保護者と先生の連携が大切。学年が上がるほど先生には相談しづらくなるので、当時の小学校では保護者への連絡帳を通して先生は事態を把握していた。また、休み時間などに定期的に子供に声をかけるなどして相談しやすい雰囲気をつくってくれた。そして、いじめをみんなで解決しようという雰囲気がつくられたこともいじめが長続きする原因である被害者の孤立感が解消され、快方に向けて功を奏した」とあります。

あとは、東京都の高校1年生は、「学校は積極的に対応してくれた。おかげでその後はいじめがなくなった。学校の素早い対応に感謝している」とあって、最後のまとめのほうで、「どの学校にもいじめはあると思う。ただ、先生が協力してくれる学校と、してくれない学校の差が激しい」というような訴えがあります。このようないじめ問題にかかわる問題には、教職員の存在はかなり大

きなものがございいます。そこで、学校内が一丸となり教職員のチームプレーが大切な要素になろうと思いますので、いじめ問題が発生する前に研修を積み重ねるべきと思いますが、教育委員会の考えをいま一度お尋ねいたします。

○議長（村中徹也） 教育長。

○教育長（遠島 進） たいだいまご紹介いただきました子供たちの生の声といいますか、こういうことをもとにして教職員の研修といったようなものが、今ご紹介いただいた中で聞いて痛切に感じました。そういう子供たちの気持ちをおもんばかって教育活動をしなければならないということを私たちは常々考えているわけですが、実際の生の声を聞くことで、さらにそういう気持ちを高めて、こういうことに当たらなければならないなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（石田勝弘） それでは、次に周辺交付金のことについて質問いたします。

今確かに今後50年先を見据えてというお答えでございましたが、今現在生きているお年寄り、あと10年か15年か20年かぐらいしか命がありませんので、50年後までの思いはなかなかないわけです。したがって、幾らでもいいのだと、こんな不景気だし、年金は少ないし、年間幾らでもいいからというような話で切実な思いなのです。ですから、いっぱいある中で全部使いなさいではないです。いろんな交付金が来ます。電気料割引に使えるのは周辺交付金だけなのです。だから、その中の全部とは言わないです。何がしかのパーセントでそれを還元できないのかなと、こういう思いで今質問しております。今までの法律的なパターンでは、6パターンあるのです。先ほど言いました家庭に2分の1、事業者に4分の1、市に4分の1とか、あるいは市に全部、あとはなし、それが

今現在やっているやつですね。だから、絶対そのパターンでなければならないのか、法律的には、もう絶対これに縛られているのか、それをお尋ねします。

○議長（村中徹也） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

電源三法交付金による電気料還元事業につきまして、6つの還元のパターンがあるのだと、これ以外に考えられないのかというふうなお尋ねでございますけれども、今交付金規則のほうで想定している還元事業につきましては、議員が今仰せになりましたその6つのパターンというふうなことで、一般家庭、それから企業分、返すか返さないか、あるいは半分ずつかどうするか、そのパターンの組み合わせでございます。それ以外の部分についてはないということでございます。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（石田勝弘） そのパターンでやらなければいけないと。例えば家庭分にするためには、家庭が2分の1、市が2分の1、せいぜい家庭分2分の1で企業分2分の1でむつ市はゼロというわけにはなかなかいきにくいと思いますが、そういうような、大体これしか決められないというのがちょっとひっかかる問題です。何かいろんな法律をくぐるとまでは言いませんけれども、何かないものかなと思っております。それは、そのパターンでしかないということですので、それはそれでいいのですが。平成23年度は、壇上でも申し上げたとおり、周辺交付金が14億2,600万円余り、これからもずっと続くわけです。それでもいつかの時点で市長は、市長選挙の話をすればまだ早いのですが、あと数カ月で2期目ということになって、いよいよ杉山市政の継続から、自らの考えで自分の政策を打ち出すというような時期に来ようと思っております。それが実は継続する財政なのかもしれないですけども、そういうことからして、市民を

いたわる気持ちで周辺交付金の電気料割引という思いは、すぐできなくても、将来的には考えてもいいかなというお答えがあるかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 今この制度の部分については、6つのパターン、石田議員ご承知のとおり、またこちらのほうからも答弁をしたとおりでございます。この部分においては、先ほどこちょっとお話がございましたけれども、50年先を見据えたというふうなことは、50年先に建物とかそういうふうなことではなくて、50年先を見据えた形の中で基盤を整備するためのしっかりした行政を進めていかなければいけないだろうし、そしてまた財政も、もう赤字には絶対したくないという、持続可能というふうな形で財政運営をしていかなければいけないだろうと。そういうふうな中で、また一方では一般会計は黒字になったものの、先般も議案審議の中で答弁をさせていただきましたように、一部事務組合、下北医療センター、そして下北地域広域行政事務組合、非常に多くの巨額のものをご負担をしているわけでございます。そしてまた、中核都市としての役割。そして、今般、後ほどお尋ねになるかもわかりませんが、こういうふうな大災害、これに対応した防災のまちづくり、そして災害に強いまちづくり、そういうふうなものをしっかり見据えていって、50年後もむつ市はしっかり残っていると、しっかりした経営がされているのだというふうなことに向けた形の中で考えていかなければいけないだろうと。

先ほど壇上でも答弁をいたしました。また、石田議員もそのご趣旨、十分に私には伝わっておるというところにとどめさせていただきたいと。市民の皆様方からも市長への手紙だとか、今さまざまな形でご要望、そういうふうな形で電気料を還元しなさいと、おれが生きているうちにというふ

うな声も届いております。そういうふうなところは十分私としては心に刻ませていただいているということにとどめさせていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（石田勝弘） そのためには、むつ市が豊かになるように、1次産業もどんどん発達しなければいけないし、盛り上げていかなければいけないし、そのための行政のお手伝いはいっぱいしなければいけないと思いますので、ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

そこで、次は危機管理についてお伺ひいたします。今大災害が起きました。むつ市で何かあった場合、みんな消防署とか、そういう機能がきちんと発揮できるのかなと、能力が発揮できるのかなと、こう見まして、最近私すべての庁舎を回りました。回りましたというか、本署と大畑は行きません。見るからに立派です。あとのところはひど過ぎます。これは何か有事の際、一番先に助けなくてはいけないのは消防署だったりすれば大変なことです。これは、内容については下北地域広域行政事務組合議会でやられることだと思いますが、まず今核燃料サイクルの交付金というのがあります。これからできますね。試算によりますと、MOX燃料の分、中間貯蔵の分、大間原子力発電所の分でむつ市に大体13億何がしの交付がされるということになっております。そして、むつ市の計画、これは計画ですので、決まったわけではないでしょうけれども、消防署の運営費とか、はしご車、あるいはむつ総合病院の医療器具とかとありますが、この中に消防庁舎の改築という部分も入れられないのかなと思うところですが、その辺のご所見をお願いします。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 消防署の運営につきましては、下北地域広域行政事務組合でありますけれど

も、当然その部分においては市から負担金として出していくと、この部分でございます。先ほどもお話をしましたように、災害に強いまちづくり、これはしっかりと今回の大震災を目の当たりにいたしまして、本当に積極的にこれは取り組む必要があるだろうと。先ほど石田議員も壇上でお話のように、むつ市、下北半島には中間貯蔵施設、そしてまた原子力発電所、そしてまた六ヶ所村のほうの再処理工場というふうな形で、そういうふうな部分で、私はまた危機感を非常に持ちました。そういうふうなところに充てていく財源の一つとして考えていかなければいけないだろうし、災害に強いまちづくり、これを本当に安心して暮らせる、何かあったときに、そういうふうな部分は、今さまざまな報道されている部分、ではむつ市はどうなのだろう、むつ市としてどういうふうな対応ができるのか、そういうふうなことを非常に日々、そして刻一刻そういうふうなことを念頭に入れて対応していかなければいけないと、このように思います。

今回の大震災におかれまして、むつ市の被害、人的被害はございませんでした。しかしながら、物的被害においては、産業の部分でございました。本当にこれで済んだ、よかったなというふうな思いはあります。しかしながら、その中で体制としてさまざまな形で関係機関、海上自衛隊、そして航空自衛隊42警、そして日赤奉仕団、その方々、そして地域のボランティアの方々が炊き出しをするとか、そして消防団、そういうふうな形の中で非常に一体となった取り組み、スムーズな形で体制がとれたというふうなことは、この場をおかりいたしまして、関係各位に非常に深く感謝を申し上げたいと、このように思います。防災体制、これはしっかりとつくっていかなければいけない。そのための交付金の活用というふうなこともしていかなければいけないだろうと、こんな思いをい

たしているところであります。

○議長（村中徹也） 10番。

○10番（石田勝弘） もう時間ですので、これが最後の質問になろうかと思えます。

福島第一原子力発電所は、国民を非常に不安に陥れたと思います。むつ市を取り巻く原子力施設は、今市長がおっしゃいました東通村、大間町、六ヶ所村、そしてむつ市の中間貯蔵施設があるわけですが、下北住民からむつ下北にできる原発は大丈夫だろうかという不安の音が素直に、率直に上げられております。そこで市長から、将来を見据えたこの原子力施設についての所感をどう思っていますか、お伺いしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 原子力施設、これは安全第一義、しかしながらこの安全第一義で取り組んできた、私自身もそういうふうになってまいりました。しかしながら、今回の千年災、1,000年に1度あるかないかという形の大震災、その中でこのふうな被害があったわけでございます。その部分では、やはりしっかりとした形の中で安全を第一義として、より安全性を高めるための原子力行政、これを進めてもらうべく機会あるごとに私は訴えていきたいと。ただ一方では、原子力発電所が閉鎖、ストップしたことによって電気の計画停電だとか、そしてまたさまざまな部分で非常に生活に影響を及ぼしているという現実、これもあるわけでございますので、そういうふうなところをバランスをよく見ながら、そして原子力行政は安全が第一義であると、こういうふうなことをしっかりと事業者、そしてまた国の責任のもとで進めていく行政であると、こういうふうな部分に力を注いでいきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） これで、石田勝弘議員の質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開

○副議長（中村正志） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎横垣成年議員

○副議長（中村正志） 次は、横垣成年議員の登壇を求めます。5番横垣成年議員。

（5番 横垣成年議員登壇）

○5番（横垣成年） むつ市議会第207回定例会に当たり、日本共産党、横垣成年が一般質問を行います。市長初め理事者におかれましては、前向きのご答弁よろしくお願いたします。

3月11日、午後2時46分、東北太平洋沿岸にマグニチュード9という巨大地震が発生いたしました。現在死亡、行方不明者は1万人を超え、安否不明の方は約2万人、避難者は46万人を超え、三陸沿岸は津波によって全市、全町が破壊されるなどという事態となっております。しかも、福島原発の爆発の連続もあり、原子力災害も加わっているという事態にもなっております。震災によって亡くなられた方には、心よりご冥福を申し上げます。また、安否不明者の探索やライフラインなどの災害復旧、避難者の臨時家屋の建設や生活復帰、破壊された市や町の社会資本整備などに日本国民一致団結して取り組まなければなりません。国や各自治体の動きに呼応し、日本共産党も先頭に立って協力していくものであります。

質問に入ります。質問の第1点目、地域振興のための住宅リフォーム助成制度についてであります。全国では、住宅リフォーム助成制度を実施する自治体がふえております。昨年11月30日時点で175自治体となっております。県内でも三沢市、

青森市、そして青森県も実施することを決めました。青森市と青森県は、ことしからであります。経済効果があることが明らかになったということからふえているものと思われまます。国では、住宅リフォーム助成制度に社会資本整備総合交付金を活用できることを明言しました。むつ市の地域振興のために住宅リフォーム助成制度実施を検討すべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の第2点目、国民健康保険制度の広域化についてであります。国は、国民健康保険制度を都道府県単位に広域化することを決めました。青森県も昨年12月28日に広域化等支援方針を策定いたしました。広域化の理由は何でありましようか。ほとんどの自治体が赤字の国保会計を県単位にしても大赤字になるだけではないのでしょうか。広域化が保険税値上げと給付抑制の押しつけ、住民の声が届かない組織運営になるという不安の声が上がっております。広域化についてのむつ市の考えと、むつ市は広域化になったらどのように考えているのか、またむつ市は市民の立場に立ち、国に対し広域化はやめよ、国保会計への国庫負担の増額をせよという要請をするべきと思いますが、お聞きをいたします。

質問の第3点目、釜臥山レーダーFPS-5の住民説明等についてであります。同レーダーは、2月までに完成し、4月から運用が開始される予定となっております。運用に当たって住民の不安が高まっております。昨年12月議会では、議会の総意として同レーダーの説明を求める意見書が可決されました。むつ市としても、国に対し説明を求める要望を上げ交渉するべきと思いますが、お聞きいたします。

質問の第4点目、むつ市職員の役職のあり方についてであります。日本は、新自由主義経済政策を推し進める立場に立つ自民党、民主党政治により構造改革、規制緩和がどんどん進められており

ます。新自由主義経済政策とは、市場の開放を進め、大企業が最大の利益を上げやすいような環境づくりをするというものであります。その結果、働くルールが壊され、年間200万円、300万円の収入で暮らす国民が爆発的にふえております。大変な暮らしに追い込まれている国民の怒りが、本来であれば構造改革、規制緩和の修正に向けられるべきところですが、日本では行政、公務員が怒りの対象にされているというのが現状です。

国民と国民を敵対させ分断すると国を治めやすいという歴史的事実があります。日本は、歴史に学んだやり方をしているのでしょうか。国民と国民を敵対させ分断させるやり方は、長続きはしないものの、現状から判断するに国民の行政に対する目線はますます厳しくなっていくものと思われまます。国民、市民の目線から異常と思うような行政のあり方はどんどん改善していかなくてはなりません。大阪府の橋下知事は、公務員の給与が優遇されているとして、わたりなどという職員の給与体系などにメスを入れようとしております。

そこで私は、むつ市の役職のあり方についてお聞きしたいと思ひます。平成23年度予算によりますと、部長クラスが18人、政策推進監クラスが30人、課長クラスが82人、主幹クラスが115人と467人の職員に対し、半分以上の245人が主幹以上の給与体系になっております。これは、正常な状態なのかどうか、まずお聞きしたいと思ひます。

また、同じ職場に同じ役職が何人もいるという現象があります。例えばある12人の職場では、所長が1人、所長補佐が6人。なぜ所長補佐が6人も必要なのか、所長補佐は1人でいいのではないのか。別のある7人の職場では、総括主幹が4人もいます。1人でいいのではないのか。別のある5人の職場では、長が1人で副参事が2人もいます。別のある6人の職場では、総括主幹が3人、主幹が3人などという職場となっております。

以上のように、同じ職場に同じ役職が3人も4人もいるということは、役職は何を意味しているもののでしょうか。一定の勤続年数が来ると、自動的につけられるものなののでしょうか。ということは、現状は基本給をただ単に補完するものが役職という理解でいいのでしょうか。また、市民の理解を得ることができるものと考えているのかお聞きをいたします。

私は、役職とは、その職場をまとめるべき立場にある人につけるものと思っております。ですから、3人も4人も同じ役職の人が同じ職場にいるということは考えられないことだと思います。今後は正する考えがあるかどうかお聞きをしたいと思えます。

質問の第5点目、道路についてであります。十二林のスーパーマエダ付近のバイパス変形交差点の解消についてであります。広いむつ市の道路が金谷の南北に開設した当時は、十二林バイパス変形交差点は一時的なもので、間もなく解消されるものと市民は理解し、我慢してまいりました。しかし、一向に解消されるめどが立っておりません。夕方になると、市役所から十二林変形交差点までの長い渋滞が始まります。同変形交差点で、さらに渋滞となっております。金谷の南北の道路は、山のほうへ道路を延長し、解消するめどはあるのでしょうか。めどがないのであれば、現在閉鎖しているもとの市道を復活し、同変形交差点の解消をすべきと思いますが、お聞きいたします。

以上、壇上からの質問といたします。

○副議長（中村正志） 市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） 横垣議員のご質問の1点目、地域振興についてお答えいたします。

まずお尋ねの住宅リフォーム助成制度についてでございますが、同趣旨についてのご質問は、前回第206回定例会において、工藤孝夫議員よりご

ございました。その際、当市の財政状況を勘案しながら、国の財政的支援策と県内他自治体の制度創設の動向等を見きわめながら対応したいとお答えしております。

青森県内での一般住宅の改修に係る支援事業については、三沢市が平成22年度に単独事業として実施し、申請件数は新築21件、リフォーム53件、計74件、総額1,500万円の利用がなされ、平成23年度も継続して実施していくと伺っております。また、青森県と青森市が平成23年度事業として新たに支援事業を創設すると伺っております。

当市における介護保険制度を利用した一般住宅の改修実績としましては、平成21年度において124件、約1,550万円ほどの利用実績がございますが、1件20万円までの住宅改修への限度額の申請を超える大規模な改修事例はございませんでした。この助成の内訳は、助成額が18万円、自己負担額が2万円となっており、これ以上の改修に関してはすべて自己負担となるものであります。

昨今の国の政治経済状態を考えると、本施策に対する国・県各自治体の財政支援がこれからも継続し、実施されていくのか不透明なところもあり、当市といたしましては国のエコポイント制度、県のおおもり型県産材エコポイント制度とともに、県が新たに創設する支援事業も活用させていただきながら、支援事業の実施自治体の実績等の動向を見きわめつつ、当市においてはどのような助成内容での制度の創設が地域経済への波及や雇用効果を生み出し地域振興に有効なものとなるか、財政状況を勘案しながら、引き続き研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、国民健康保険制度の広域化についてのご質問にお答えいたします。むつ市は国に対し、広域化はやめ、国保会計への国庫負担増額を求める要望をすべきではないかとのことでありますが、

まず広域化についてお答えいたします。

国は、昨年12月20日に高齢者医療制度改革会議を開催し、高齢者のための新たな医療制度等についての最終の取りまとめを行っております。その内容は、現在の後期高齢者医療制度を廃止したうえで、被保険者につきましては被用者保険や国保等のもとの所属する保険者へ戻し、第1段階として75歳以上について、第2段階として環境整備を進めたうえで、全年齢を対象に都道府県単位での財政運営を図るという方針であります。市町村国保の広域化については、昨年5月に国民健康保険法の一部が改正され、都道府県は国保事業の運営の広域化または財政の安定化を推進するため、市町村に対する支援の方針を定めることができるとされたことに伴い、青森県では昨年の12月28日に青森県国民健康保険広域化等支援方針を策定したところであります。また、昨年3月にはむつ市議会定例会におきまして、広域化を含め国庫負担金拡大などの財源措置等を要望する議員提出議案第3号 国民健康保険事業の健全化のための抜本的改善を求める意見書が採択され、国等へ送付されております。さらに、全国市長会では、医療制度改革及び医師等確保対策に関する決議の中で、後期高齢者医療制度を廃止して、新たな高齢者医療制度の創設に当たっては、都道府県を保険者とし、市町村との適切な役割分担のもと、国民健康保険制度の再編統合等を行うこと。この際市町村の負担増を決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること等を決議し、国等へ要望しております。

これらのことから、私といたしましては、今後の国保運営を考えた場合、現在の国保は高齢者や低所得者の加入割合が高いなどの構造的な問題を抱えておりますので、広域化は避けて通れないものと思っております。

次に、国保会計への国庫負担増額を求める要望

をすべきではないかについてであります。これにつきましては、毎年地方六団体で国保制度改善強化全国大会を開催し、医療制度の一元化並びに財政基盤強化策の拡充等を決議し、国等に強力に要望しております。今後もあらゆる機会をとらえて要望してまいる所存でありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の3点目、釜臥山FPS-5レーダーについてであります。横垣議員ご承知のとおり、FPS-5レーダーは、国の防衛施策に基づき我が国の防衛をより強固にするとの目的で整備が進められてきたところであります。これまでの市の対応といたしましては、市政だよりにおいて、平成19年6月に整備が開始される旨、平成21年5月にはFPS-5レーダーの概要、整備計画のほか、電磁波などによる人体への影響やテレビ、ラジオに対する電波障害がない旨について周知広報に努めてきたところであります。また、去る3月10日発行の市政だよりにおきましては、整備が終了した旨とあわせて、再度電磁波などによる人体への影響やテレビ、ラジオに対する電波障害がない旨航空自衛隊大湊分屯基地からのお知らせとして広報を行っております。さきのむつ市議会第206回定例会におきまして、横垣議員が提出されました釜臥山レーダー「FPS-5」配備に関する意見書が多くの議員の賛同を得て可決されましたことにつきましては、私といたしましては、議会の意思として、その重みを十分に理解し尊重するものでありますし、国においても提出されました意見書は重く受けとめているものと考えてところであります。

市といたしましては、これまでも機会あるごとに航空自衛隊第42警戒群と情報交換を行ってきたところでありますが、むつ市議会第206回定例会閉会後においても航空自衛隊第42警戒群に対し、議会の意思についても情報提供しているところで

ありますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、職員の役職のあり方等についてのご質問にお答えいたします。まず、役職員の配置は適正な状態かとお尋ねについてであります。一般会計の行政職職員467名中245名が主幹以上という状況は、職員の年齢構成の不均衡、特に50歳以上の職員が全体の約45%もの割合を占めるということが少なからず影響しており、一時的な状況ととらえております。今後も定年退職者が30名前後となる期間が当分続きますが、採用者を一定程度に抑えることで、将来的には平準化した職員構成となり、いびつな年齢構成による弊害も解消されると考えております。

次に、ご質問の2点目、一定の年齢になると昇任するののかとお尋ねについてであります。昇任については、目安としての内部基準は設けているものの、その年齢に達すればすべてが昇任することではなく、所属長からの調書及びヒアリングにより、職務の状況を総合的に判断したうえで、上位の職に任用しております。よって、すべての職員が一律に昇任するわけではございません。

次に、ご質問の3点目、今後役職構成を是正する考えはないかとお尋ねについてであります。当市においては、平成22年度から平成28年度までの間に200名を超える職員の退職が予定されており、年齢構成の平準化は経年的に進むものと考えております。これにより現在役職を担う職員も多く退職することから、職員の役職構成のいびつさも段階的に解消できるものと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、5点目の道路についてのご質問にお答えいたします。夕方になると、市役所から十二林交差点までの長い渋滞が始まるので、山のほうへ道路を延長し解消するとか、現在閉鎖しているもとの道路を復活し、変形交差点を解消すべきではな

いかとのことですが、ご指摘の道路は、道路事業として都市計画街路に沿った形で平成11年度までに整備し、現在に至っているものであります。これまで当該都市計画街路は、現在整備されている区間からさらに山側までが計画街路の路線となっておりましたことから、都市計画街路として計画された路線の位置の変更や、部分的な線形の改良を行うことは極めて困難な状況にありましたが、平成23年4月には都市計画街路が見直しされ、山側部分について計画路線から廃止される見込みとなっております。

したがって、これらの経過を見ながら、当該交差点につきましては、市民の方々の交通の利便性を考え、整備済みの現在の道路と、もとの道路とを有効に活用できないものか、あるいは部分的な交差点の改良や交通規制についても関係機関と協議し、検討を重ねたうえで、安全で円滑な道路の確保に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） 再質問は順不同になることをお許し願いたいと思います。

まず最初は、レーダーの問題ですが、市としても意見書の内容は第42警戒群に伝えてあるということですが、そのときに何か向こうのほうから返事というか、どういう対応であったのか、そのところをちょっと教えてもらえればなというふうに思います。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） お伝えをいたしたところがあります。それは、こちらの地元の42警戒群とすれば国へお伝えをしたということだけでございます。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） やはり要望としてはきちんとその中身を実現してほしいということですので、

市としても今後実現するためにさらなる働きかけというのをしてもらえないものかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 市といたしましては、この部分については議会の意思というふうなことでお伝えをしておりますし、その部分においては市としては提供されたものはストレートに市政日より等でご紹介をさせていただいておりますし、また東北防衛局のほうのホームページ等々でも掲載されているというふうなことをまた見ておりますし、そういうふうな形で市といたしましては進めているというふうなことでございます。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） ぜひとも説明会が実現するよう市のほうへよろしく願いをいたしたいと思えます。

次の質問ですが、4番目になります市職員の役職のあり方について再質問させていただきます。まず、答弁によりますと、現状というのが結果的に50歳以上の方が45%を超えて一時的な状況だということになっております。そこでお聞きしたいのが、壇上でも私言いましたけれども、部長クラスが18人、政策推進監クラスが30人で課長クラスが82人となっているのですが、これ平成23年度予算によりますと、実際のポストというのはどのくらいあるのか、教えてもらえればと思えます。

○副議長（中村正志） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 横垣議員の職員の役職のあり方等に関連して、役職の実際のポスト数という趣旨かと思えますが、お答えをいたします。

平成23年1月1日現在の職員の給料上の役職状況、給料上と申しますのは級別の、例えば7級ですとか5級ですとか、その級別の標準的な職務というのはございますので、それに沿ってお答えさせていただきますが、全職員599名中、部長級は

22名でございます。それと関連して申しますと、政策推進監級は28名、課長級は108名となっております。役職のポストという点で申した場合には、すべてが正規ではございますけれども、部長級のうち各部長、分庁舎所長及び行政委員会等の事務局長として配置されております職員は15名でございます。あと理事などのいわゆるスタッフ職が7名となっております。

以上でございます。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） ありがとうございます。今部長クラス、政策推進監と課長クラスの実際のポストもどのくらいあるかというのをあわせて答弁いただければと思えます。

○副議長（中村正志） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 失礼いたしました。

政策推進監級につきましては、各部の政策推進監として配置されております職員は8名、それで20名はいわゆる課長事務取扱という形での副理事でございます。

それから、課長級のうち各課の長として配置されております職員は31名で、77名が総括主幹という構成になってございます。

以上でございます。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） 私は、壇上でこの質問の最後のほうに言いましたけれども、役職というのはその職場をまとめるというふうなものが役職だと考えておりますが、そういう意味からいって、例えば課長を例にとりますと、実際の課長のポストは31のポストがある、ところが課長クラスの方が、それ以外に77人いるということですから、31名のみを課長にするというのが本来の姿ではないかなと私は思っております。政策推進監も同じです。28名のうち、実際のポストは8名だということ、部長は15名が本来の部長となる方の人数であると

いうことで、将来はそういう意味では部長は15名、政策推進監は8名、課長は31名にしていくということでもよろしいでしょうか、確認させていただきます。

○副議長（中村正志） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 横垣議員が先ほど来正規のというこだわりを持っているのですが、課長のポストとして何名となった場合においても、他の総括主幹につきましても、これは正規の総括主幹でございますので、そのところをお断りをおきたいと思えます。

それから、今後ということですが、先ほどの市長の答弁にもございましたように、過渡的な現象と。いわゆるこれは役所のみならず、民間の組織でもそうかと思えますが、いわゆる団塊の世代、それに続く私らの世代もそうですけれども、今大量退職の時代を迎えておりますので、その辺の中である種自然的な作用も味方にしながら、ソフトランディングといったところを配意して進めていきたいと。

なお、総括主幹につきましては、特定の部局を除いては、できるだけ職として今後生じせしめないように徐々に退職者、そしてそれに対する補充の採用といった中で、自然的な措置をとっていくことによって、現在のちょっといびつと申しますか、そういう程度の問題を解消できるものと、このように考えております。

以上でございます。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） ぜひともそういう方向で進めてもらいたいと思えます。

一般の市民の方は、こういう内部の事情を余り知る方が少なく、私自身も今2期目ですが、ようやくこういう問題が見えてきたという状況ですので、総括主幹が課長クラスというのも当初は全然わかりませんでした。そういうのをだんだん

知ってくるうちに、何かただ年数を重ねるとつけているものかなと、そういうふうなイメージしか持たないようなつけ方でしたので、こういう問題を取り上げることにしました。そういう意味では、ぜひともそこら辺の、やっぱり役職ですから、その職場に指揮する、船頭が何人もいるという状況ではないかなと思うのです。やっぱり職場をまとめるには長が1人と、それにみんな結束していくという形をとる職場が、それこそより団結したというか、市民にサービスを提供する意味でしっかりと団結した職場になるのではないかなと。職員のやる気の問題もちょっと絡んでくるかなというふうに思うのです。7人の職場に総括主幹が4人もいて、では4人の中でだれが指揮、音頭をとるのかということ、みんなそれぞれそそ平等なわけですよ。それこそ4人がそれぞれの勝手な発言をしてやっていたら、その職場はまとまらない。当然その上には部長クラスがいますけれども。そういう状況もあるし、それと私は一生懸命やっている総括主幹だ、ところが同じ総括主幹だけれども、何かちょっと違うなど、私と仕事ぶりが違うなどというふうになれば、給料は同じで、同じ総括主幹で、仕事が何かちょっと集中できない、こういう場面もモチベーション上げる意味でどうも。だれでも肩書きをつければみんな仕事をやるかということ、また逆の効果もあるような感じを見受けられます。ですから、そこら辺のところのことも考えるならば、ぜひとも早く正規の状況に戻すべきと思いますが、ちょっと部長、そこら辺のモチベーション、あと職場の団結というか、そこら辺も含めて、やっぱり現状はそういういびつな状況もないのかどうか、そのところをちょっと確認させていただきます。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） お話をお伺いしておりますと、ただ年数を重ねただけというふうなご発言が

ございました。そういうふうなのが逆に、そういうふうなお話をされること自体が、モチベーションを上げるためにというふうなことをお話をしながら、ただ年数を重ねているというふうなご発言ということは、逆に職員全体のモチベーションが低下するというふうなことにつながってくるのではないかと、このように私は思っております。職員は、それぞれの立場で一生懸命仕事をしているということだけはお伝えをさせていただき、その余につきましては、担当からお話をします。

○副議長（中村正志） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 先ほどの私の補足の答弁の中でちょっと漏らしましたが、総括主幹のうちの大多数の方々はグループリーダー、今グループ制をとっておりますので、そのグループの中での指揮者として役目を果たしていただいているということがございますので、先ほど来の今後という点では、市長、また私の先ほどの補足答弁にありましたように、あくまでも過渡的な状況であるという認識を持っておりまして、今後はその辺の多くの管理職の比重といったものを、自然代謝も含めながら努力していくということに尽きますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） 市長のほうから、ただ年齢を重ねればつけられるというものではないと、一生懸命やっていると、そういう答弁がありました。そこで市長にお聞きしたいのですけれども、市長も議員を2期、3期やってきて、いろいろ私以上に職員の現状を知っていると思います。そういう観点で、この役職という問題で市長自身は今まで余り問題意識持っていなかったものでしょうか。これが当たり前だという姿勢で来たものかどうか、そこをちょっと確認させていただきま

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 先ほどお話をしましたように、職務の内容、そしてまた調書及び所属長によりまずヒアリング、そういうふうなもので評価をされてその職についている。つまり仕事をしっかりしていると、公僕として、全体の奉仕者として、公務員としてというふうな評価を受けて、それぞれの立場についていると、私はこのように認識をしておりますし、その職にあるものは、今このたびの大震災、その対応についても懸命に頑張り、夜を徹して頑張っていると。そういうふうな部分、さまざまな分野において夜を徹して、今回のこの大震災に限らず、例えば横垣議員の一般質問、これに対応するには、もう土日、夜中までかかってやっていると、そういうふうな実態でございますので、その部分についてご理解いただけるものと、このように思います。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） 今の答弁からすると、現状はもうこれでいいと、何も今後改善する意思はないというふうにとらえてよろしいですか。再度確認させていただきます。現状のままで、結局それぞれの職場でみんな昇任されて今のポストにあるという前提で皆さんはついているのですが、その結果で何もこの現状を変えるということは必要ないという立場でよろしいですか。そこをイエスカノーかで答弁をお願いします。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） イエスカノーかで、こういうふうな一くくりの中でお話できないと思えます。やはりこれは職員の年齢構成の不均衡、こういうふうなものもあります。特に50歳以上、我々の世代をひっくるめて50歳以上が、全体の約45%というふうな割合を占めており、先ほど答弁をいたしましたように、一時的な状況と、こういうふうにとらえておりますし、私もまた担当部長もいびつな構成であるというふうな、いびつな年齢構

成による弊害も将来的には解消されるものと。今採用者をずっと減らしております。そういうふうなことにおいては、将来的にこういうふうないびつな形、こういうふうなものが解消されるものということでございますので、その点で十分ご理解いただけるものと、このように思います。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） では、次の質問に移りたいと思います。

最初のほうに戻りますが、住宅リフォーム助成制度についてです。今後有効なものかどうか見きわめながら検討していくという、そういう答弁でしたが、まず最初に確認したいのが、それこそ私が前、むつ市議会第183回定例会でしたか、そのときの答弁では、国だとか県の動向を見きわめる、こういう表現もありましたものですから、今国のほうとしても、それこそ住宅リフォーム助成制度、これ社会資本総合整備交付金、こういうのを活用できますよと。情報によると、たしか45%ぐらい国から補助が出るとかというような中身もあります。ですから、こういうのもありますので、そこら辺ぜひ検討してもらいたいということと、社会資本整備総合交付金というのが、そういうのがあるのだけれども、社会資本整備総合交付金というのはこれだけではないです。いろんなのに使う、それこそ総合的な交付金ですが、むつ市としては、ではこういう住宅リフォームとかというのに使わないで、どういうのにこういう交付金を使ってきたのか、ちょっとそこを確認させていただきます。平成22年度でよろしいのですが。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 45%の補助というのは……その部分につきましては、担当からお答えいたします。

○副議長（中村正志） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 横垣議員おっしゃいます

ように、リフォームの部分につきましては45%というのは社会資本整備総合交付金についてであると伺っております。

もう一点の平成22年度事業というものでは、むつ市ではどういうものに使われたかということにつきましては、この交付金、実は国土交通省の従来の交付金を一体的に集めたという交付金の内容でございまして、さまざまなメニューが含まれてございます。おっしゃるとおりでございます。その中でむつ市における平成22年度の交付事業につきましては、側溝の整備、橋りょう点検、緑町団地の建設、桜木町西団地の解体、下水道工事14件、それから下水道の設計でございますけれども、7件というふうに、主にはインフラ整備に活用してございます。

以上でございます。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） ここに大まかな社会資本整備総合交付金の概要が書いてあるのですけれども、交付金の額、交付金算定対象事業費のおおむね45%を助成と、これしっかりと書いておりますので、これ実際むつ市もこの住宅リフォーム以外にかなり活用しておりますので、ぜひ市長としては、それこそ45%です。これきちんと計画をつくれば、そのぐらい来るし、今県もこういう住宅リフォームを創設していますから、県とそれこそむつ市の助成があるとなると、かなりこれきっかけになると思います。皆さん、今なかなかお金がなくて、改修したいけれども改修できない。それこそ今地震があって、いやあ、私の家がちょっと不安だというふうに思っている方もかなりふえていると思いますよね。だから、そこら辺、地震で改修したいけれどもできないという方が、もしこれが創設されるとかなり助かるものだと。市長が好きな費用対効果という意味ではかなりあるのです。もう10倍から20倍、そのぐらい費用対効果があるもの

ですから、市ではまだ三沢市と青森市だけですけれども、本当に真剣に検討する時期ではないかと。それこそ今こういうふう地震が大変今皆さん注目しております時期ですから、検討する時期ではないかなというふうに思いますので、市長の答弁、再度の答弁よろしくをお願いします。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 地震につきましては、耐震化の制度、こういうふうなものもあります。そういうふうなものでさまざまな形で国の制度をご利用していただくべく、これはPRには努めていきたいと、このように思います。

この助成内容での制度の創設が地域経済の波及や雇用効果を生み出し、地域振興に有効なものとなるか、財政状況を勘案しながら、引き続き研究はしてまいりたいと、このように思います。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） 壇上で答弁した内容を、ただ再度読み上げたというので大変残念なのですけれども、ぜひこれ検討してもらいたいと思います。かなり市民も、そして業者も喜ぶ、そういう助成制度だと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、次、国民健康保険制度の広域化についてちょっとお聞きしたいと思います。市長の答弁にもありましたように、昨年12月28日に県のほうで国民健康保険広域化等支援方針というのを策定いたしました。この広域化等、県の方針のことでちょっとお聞きしたいと思います。県のこの方針によりますと、これはある新聞社の記事ですが、大きい問題だなと思っているのが、医療費の全体の負担割合なのですが、従来医療費割が50%、被保険者が50%と、50・50というふうな割合でやっていたところ、今度の県の方針だと医療費割が40%、被保険者割が55%と、5%被保険者にかぶせる。所得割を5%に見直すことが示された。ちょっと

これ私大きいなと思ったのですが、ここについてこれがやられると、例えばむつ市としてはどういうふうな影響があるのか。大ざっぱでよろしいです、そこのところをちょっとお聞きしたい。大ざっぱで、数字とか細かいのは要らないです。

○副議長（中村正志） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 横垣議員のご質問にお答えいたします。

国保の広域化に伴いまして、まずその入り口という部分でございますけれども、県において今広域化等支援方針策定をしたわけでございます。その中での今の40%、55%、5%というお話でございますけれども、これは国保の中に保険財政を共同で安定化させる事業ということを行ってございます。これは、具体的にはレセプト1件当たりの金額が30万円を超える医療費に対して、再保険事業として各市町村が拠出し、そしてまた交付するというところでやっている事業でございます。この保険料の割合が、拠出する割合が今般それこそ県の広域化支援方針の中において医療費割を40%、被保険者割を55%、所得割を5%というふうにしたものでございます。そのような事業の負担割合というものでございますので、ご理解願いたいと思います。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） 大体の話でちょっと教えてもらいたいのですが、ですから今五分五分の負担割合で、これだと医療費割40%、被保険者55%、所得割5%となると、例えば今保険料を負担している被保険者の方の、むつ市だけでよろしいのですが、上がることになるのか、下がることになるのか。そこら辺だけでもよろしいので、ちょっと教えてもらえればと思います。

○副議長（中村正志） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 再度ご説明申し上げますけれども、横垣議員がおっしゃっている公費50%、

被保険者の税が50%というものとは違います。公費50%、税で50%という割合の分については、あくまでも保険給付、同じ保険給付なのですけれども、医療費そのものに係る分と。私が今説明したものについては、高額療養という部分でございます。1件30万円を超えますので、高い医療費について、市町村がそれぞれ負担していきまると、一気に財政がかなり苦しくなりますので、そういうふうな高額な医療費については、お互い拠出、お金を出して、その中でみんなで、例えば市町村で出しながら、その中で大きな額のを賄っていくと。国保連に納めて国保連から交付されますけれども、そういうふうなところの医療費ということでございますので、全体的な保険給付の50・50ではないと。高額な医療の部分でございます。その部分について医療費割が40%、被保険者割が55%、所得割が5%になったと。これに伴います市の拠出の部分でございますけれども、出す部分でございますけれども、今平成23年度予算上程してございますけれども、その中にも含めていますけれども、約1,000万円ほどそれは市としてはふえるだろうと。しかしながら、その交付のほうは、この市の抱える30万円を超える医療費がどれだけになるかわかりませんが、それがふえると、また交付として返ってくるというふうな仕組みでございますので、一概にただ負担がふえたというふうなものではございません。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） 今回のこの広域化について、いろいろ不安を、医療に携わる方だとか、そういういろいろな団体から不安の声が出されております。結局広域化というのは何かと。例えば大阪の社会保障推進協議会の資料を読みますと、平成22年5月、去年の5月です。これ政府の保険局長名で通達があったと。県で作成しろと、その策定要領に一般会計繰り入れによる赤字の補てん分に

については保険料の引き上げをせよ、収納率の向上をせよ、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消に努めること、こういうことを言っております。実際むつ市も累積赤字、国保会計で抱えておりますから、この指示どおりにやると、結局保険料の引き上げとか、そういうので対処せよという通達が来ているぐらい、今そういう赤字をもうなくせというようなことが、国・県のほうでおろされてきているということです。ですから、このとおり国・県の言うとおりに動けば、そういうことをせざるを得ないのです、市長。ですから、そこで市長の答弁としては、広域化はやむを得ない道かなという答弁でありましたけれども、そこで私は結局赤字をなくすためには保険料値上げとか、いろんな収納率向上とか、そういうのとにかく取り組まなくてはいけない、市民にとっては、逆に厳しくなる。そういう方向ですから、私としては、市長として声を上げてほしいというところがここなのです。当面これを急激に進めないで、広域化はとりあえずやめてほしいと。その前にもう少し国としては財源を、きちんとむつ市の国保会計が維持できるような財源保障をしてほしいと、やっぱりこういう声を今上げるべきときではないかなと。この広域化が本当に進められれば、さっき言ったように保険料値上げとか収納率向上をゴリゴリやれと、医療の適正化、給付の抑制をせよというのもやられてしまうおそれがあるので、そういう声を上げてほしいということなのです、市長としては。ぜひこの答弁、再度お願いいたします。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） 本日の一般質問、今定例会の最終の横垣議員のご発言のこの国民健康保険制度、これについては、先ほど来から広域化はやめよというふうな趣旨のご意見でございます。この部分は、ご意見として承っておりますけれども、

しかしながら実は平成22年3月19日、議員提出議案、先ほどもお話をいたしました。議員提出議案第3号 国民健康保険事業の健全化のための抜本的改善を求める意見書、この文案が議会の議決として、意見書として国に提出されました。その文案をちょっと読ませていただきますと、「広域化を含め国庫負担金の拡大などの財源措置や低所得者への軽減制度の見直しなどの抜本的な改善措置を早急に講ぜられるよう強く要望する」。このくだりは、「広域化を含め」というふうな形で、議会の総意、議会の提出議案、議員提出議案として、意見書として提出をされております。そこに各議員さんのお名前が上がっておりますけれども、提出者の中に横垣成年議員のお名前が記載をされて、押印をされて提出されているわけでございます。ここのところで、私はどのように解釈をすればいいのか。今の議論では、広域化はするなど、やめよというふうなご意見でございます。ところが、平成22年3月19日、国に対しての意見書の中に「広域化を含め」、これは財源措置等の部分、この部分は今の議論と合致しているわけでございますけれども、このくだりの中に「広域化を含め」、そういうふうなところが記述されておるところに横垣議員の署名がされているということで意見書として提出をされていると。ここのところ、手前どもとすれば、さあ、どっちをとればいいのかと、こういうふうな思いをしております。

そこで、この部分は全く私どもの考えと一致するところであります。「国庫負担金の拡大などの財源措置や低所得者への軽減制度の見直し」、こういうふうなもの、抜本的なというふうなところの取り組み、これは市長会でもしっかりと要望しております。その部分での整合性が非常に私は今回ご意見をお伺いして、前の意見書と全く違うような表現になっているというふうなところは、ちょっと私どもとしては理解できないところがあり

ます。

以上です。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） 市長自身の考えを聞いたのに、その意見書は3月19日でしょう、まだ具体的なことが全然わかっていない状況の判断ですね。今だんだんこういうふうな国のほうから、そして保険局長のほうからいろいろ今具体的な指示が出されてきて、実態がわかってきた状況なのです。ですから、広域化はもう今進めるべきでないという判断に立っているわけです。それを何で去年の3月19日のことを言っているのですか、市長。まず自分の考え方を述べてくださいと私は聞いているのです。困っていると。その矛盾したことで私が困っているのではなくて、市長自身がどう考えているのかということです。そこをお聞きします。簡単に答弁述べてください。

○副議長（中村正志） 市長。

○市長（宮下順一郎） そういうことで、私も困っているわけでございます。

○副議長（中村正志） 5番。

○5番（横垣成年） ですから、具体的になって、市長、そういうふうな保険料値上げとか、そういうのをどんどんやれと、収納率向上せよというのをごりごりやられていくような方向ですから、ぜひとも市長、ここは広域化はやめよという意見をぜひとも述べてください、国のほうに。そういう立場に立ってくれることをお願いしたいと思えます。

それと最後、時間あと4分ですか。この市町村、国保制度がなぜ市町村単位になったのかというのを最後ご紹介して終わりたいと思えます。昔も広域化するという何か案はあったのだそうですね。ところが、それをやると、各市町村、地域によって仕事の状況、階層とかがまちまちである、今での現状もそうです。それに対応するには、もう画

一的なやり方、広域的にやると、大変まずいということで、歴史的に、この今の市町村単位ということでつくられてきたのが国保制度だということです。ですから、広域化されると、そういう地域間のアンバランスを保険料等では統一するかもしれないけれども、逆にまたその地域の事情に配慮したやり方が今度できなくなるという危険性がありますから、ぜひ市長、こういう具体化がどんどんされてきておりますから、こういう観点で広域化はやめて、あと国保会計が維持できるような、そういう財源確保を国にしてくださいという意見をきちんと上げてくれることを要望して一般質問を終わります。

以上です。

（「議長、議事進行」の声あり）

○副議長（中村正志） 11番馬場重利議員。

○11番（馬場重利） 議事進行させていただきます。

今の横垣議員の質問の中で、釜臥山FPS-5レーダーの住民説明を求める意見書、これさきの12月定例会でやったわけではありますが、今横垣議員の質問の中に、「全議員による」というくだりがございましたが、あれは採決によって過半数で可決されたものでございますので、訂正をお願いしたいと思います。

○副議長（中村正志） 横垣成年議員、今の議事進行に対して何かご発言はありますか。横垣成年議員。

○5番（横垣成年） ご指摘どうもありがとうございます。「全議員」という発言を訂正させていただきます。それ以外、もし不適切な発言があれば、議長におかれましては、修正してくださることをよろしくお願いします。

○副議長（中村正志） これで横垣成年議員の質問を終わります。

（「議長、議事進行」の声あり）

○副議長（中村正志） 3番新谷泰造議員。

○3番（新谷泰造） 災害対策について緊急質問したいので、許可願います。

○副議長（中村正志） ただいま新谷泰造議員から、要約しますと、緊急質問に同意をされたうえで日程に追加し、発言を許可されたいとの動議だというふうには私は受け取りました。

動議がありましたので、本動議に対しまして、確認のため賛成者の起立を求めます。

本動議に対し、確認のため賛成者の方は起立を求めます。

所定の賛成者がありませんので、本動議は成立いたしません。

◎散会の宣告

○副議長（中村正志） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明3月17日は議事整理のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（中村正志） ご異議なしと認めます。よって、明3月17日は議事整理のため休会することに決定いたしました。

なお、3月18日は付託議案審議、請願審議、議員提出議案上程、提案理由説明及び審議を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時01分 散会